公示番号:160521 国 名:キルギス

担当部署:農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名:チュイ州搾乳衛生技術改善プロジェクト詳細計画策定調査(酪農経営分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:酪農経営分析

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2016年9月上旬から2016年10上旬まで

(2)業務 M/M:国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M (3)業務日数:準備期間 現地業務期間 整理期間 5日 19日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:8月10日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)> 業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016 年 8 月 23 日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16 点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 40 点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16 点

④その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	酪農経営分析に係る各種調査
対象国/類似地域	キルギス/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2)必要予防接種:なし

6. 業務の背景

キルギスの農業は、対 GDP 比 17.3%(世界銀行 2016)、輸出額の約 20.4%(約 20,779 百万ソム、キルギス統計委員会)を占め、その労働人口の 3 割以上(キルギス統計委員会)が従事する重要な産業である。畜産業は農業生産額の約 49%(キルギス統計委員会)を占める主要なセクターであり、その中の乳・乳製品は従来から輸出実績がありポテンシャルのある主要産品として、今後の輸出拡大が期待されている。

キルギスは、2015 年 8 月にユーラシア経済連合(以下、「EEU」とする)の正式メンバーとなり、2 年の猶予期間を経て EEU 加盟国への輸出はもとより、キルギス国内においても乳・乳製品を流通させる際には EEU の規則が適用されることになる。そのため、乳・乳製品を EEU 加盟国域内に流通させるには、乳・乳製品に関係する「技術規則」や「獣医衛生要求」など EEU が定める基準を満たすことが必要である。しかし、現状では EEU による乳製品や製造プロセスの品質や安全性についての要求を満たすことができないものもあるため、乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのための検査体制の整備が急務である。そこで、キルギス国から「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン(以下「M/P」という)」の作成に係る支援が要請され、M/P 作成に係る JICA プロジェクトが実施されている(2015 年 8 月~2016 年 9 月)。

一方、乳・乳製品の原料となる生乳の品質は、乳・乳製品の品質向上及び安全性確保に極めて重要であり、生乳の生産及び集乳工程での適切な衛生管理が必要である。キルギス国内の酪農家の多くは小規模酪農家であり手搾りで搾乳を行っている状況にあり、搾乳衛生に関する知識及び技術が不十分であるため、異物混入や細菌数が基準値を越える生乳が散見される。また、集乳工程では集乳業者が自社のタンクローリーで酪農家から生乳を集乳し乳業会社へ輸送しているが、集乳時に適切な受入れ前検査を行っていないために品質に問題のある生乳も集乳している状況である。更に冷蔵機能がないタンクローリーが多いことから、集乳した生乳の細菌数増加を輸送中に抑制することができない。このような背景から、衛生的に搾乳した生乳を適切に集乳、保管及び輸送することにより安定した品質の生乳が生産される体制整備と衛生管理能力向上を目的とする本プロジェクトが要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。尚、本調査では、現地調査期間中(JICA 団員現地到着時)に JICA 団員に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性について協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2016年9月上旬)
 - ① 要請背景及び内容を把握するため、以下の資料を分析する。
 - ・ 要請書
 - ・ 「キルギス国酪農産業にかかる情報収集・確認調査(2013年11月)」
 - ・「キルギス国農産品輸出促進・農民組織化強化に係る情報収集・確認調査 (2013 年 6 月)」
 - ・ 開発計画策定型技術協力「乳・乳製品の品質及び安全性検査 M/P プロジェクト」ドラフトファイナルレポート(案)(2016 年 8 月)
 - ・ JICA 及び他ドナーが実施済/実施中/計画中の関連調査・プロジェクトに関する資料・情報
 - ・ ユーラシア経済連合に関する資料及び情報 (特に乳品質、酪農に関連する規則及び運用状況)
 - ・ キルギス政府、その他関連する団体のホームページ
 - ②現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ③ カウンタパート機関や関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成する。尚、質問票は、現地派遣前にJICAキルギス事務所に一括して送付する(キルギス事務所により、翻訳の上、関係機関に送付予定)。
 - ④ PDM(案)(和文・英文)、P/O(案)(和文・英文)、R/D(案)(英文)及びモニタリングシート(案)(英文)の作成に協力する。
 - ⑤ 他ドナーが実施する関連プロジェクトの関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - ⑥調査団との事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間(2016年9月中旬~9月下旬)
 - ① JICAキルギス事務所との打合せに参加する。
 - ② 関係機関(関係省庁、検査機関、民間会社等)を訪問し、国内準備期間③で作成した質問票の回収、協議・意見交換を通じて、以下調査項目を含む関連情報の収集・分析を行う。また、協議内容については調査団員にも共有する。
 - ア) キルギスにおける酪農家等の経営状況(以下の項目に留意する)を確認し 課題を抽出する。
 - ・記帳、記録、産次数、分娩間隔、乾乳期間及び乾乳牛割合等
 - ・出荷乳量、圃場管理、給餌飼料、哺育、育成及び搾乳等
 - イ) 担当分野の主要関連組織(農業土地改良省、獣医検査院、農業大学(草地 畜産研究所、種畜牧場等)の組織構成、人員配置、所掌業務等を情報収集 し課題を抽出する。
 - ③ 協議結果及び収集した情報を踏まえ、プロジェクトの概要(協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程等)を検討・提案する。
 - ④ キルギス政府機関のプロジェクト実施運営体制を検討・提案する。
 - ⑤ プロジェクト実施にかかる日本人専門家の構成及び派遣計画を検討する。
 - ⑥ 上記(2)①~⑤の検討及び先方機関との協議を踏まえ、M/M(案)(英文)、 R/D(案)(英文)、PDM(案)(和文·英文)、P/O(案)(和文·英文)、 モニタリングシート(案)(英文)の作成に協力する。
 - ⑦ 現地調査結果をJICAキルギス事務所等に報告する。

- (3) 帰国後整理期間 (2016年10月上旬)
 - ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
 - ② PDM (案) (和文・英文)、P/O (案) (和文・英文)、モニタリングシート(案) (英文)の作成に協力する。
 - ③ 詳細計画調査報告書(案)を作成する。
 - ④ 帰国報告会及び国内打合せに出席し、調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1)担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文) 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒モスクワ⇒ビシュケク⇒モスクワ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

現地業務期間は2016年9月11日~9月29日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と 1 週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア)総括(JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ) 家畜衛生(農林水産省)
- エ) 生乳生産管理(JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 酪農経営分析(本コンサルタント)
- カ)評価分析(JICAが別途契約するコンサルタント)
- ③便宜供与内容

JICA キルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

あり

- エ)通訳傭上あり(英語ーロシア語)
- オ)現地日程のアレンジ JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供 なし(但し、JICA キルギス事務所の会議室が空いている時間に使用可能)

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ 第一チーム(03-5226-8449)にて配布します。

- 要請書
- M/P (案)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上